

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
2024年度臨時常任委員会 議事録

1. 日時： 2024年4月25日（木） 15:00～15:50
2. 場所： 東京都千代田区麴町3-6-5麴町GN安田ビル4階JPF事務局会議室（ZOOM会議併用）
3. 出席者の確認
常任委員総数10名のうち、常任委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。
常任委員
NGOユニット： 上島安裕（代表理事）
NGOユニット： 野際紗綾子
経 済 界： 井川紀道
経 済 界： エディ操（欠席： 秋元義孝代表理事へ委任）
経 済 界： 金原主幸
学識経験者： 桑名恵（欠席： 秋元義孝代表理事へ委任）
学識経験者： 堀場明子（欠席： 高橋丈晴事務局長へ委任）
外 務 省： 松田俊夫
代 表 理 事： 秋元義孝
事 務 局 長： 高橋丈晴

オブザーバー

- NGOユニット（PW）： 山本理夏
外 務 省： 三浦克仁

議長は、ジャパン・プラットフォーム常任委員会規約第3条3に基づき、事務局長が議長を務めることを確認した。

4. 審議事項

(1) 第一号議案：2024年度からの案件審査運用方針について

タスクフォースより、新たな案件審査に係る運用ルール案について説明がなされ、以下3点について審議した。

審議の結果、以下の通り全会一致で承認され、以降、新たなルールで運用及び案件審査を行うことを決定した。

ただし、国内事業の緊急初動調査は、民間寄付や休眠預金を財源として運用し別途ガイドラインを整備する。また2024年度は以下のルールで試行的に運用し、問題や課題が生じた場合は、次年度に向けて運用改善を図ることとする。

1. 2024年度政府緊急準備金の運用について

前提として、2024年度緊急準備金の額は14億円とする。

(イ) 新たに立ち上げるプログラム1件当たりの上限は 3億円とする。

(ロ) 緊急準備金は、新規の事象に対応するために使用するものであるが、既存の

案件であっても事態の急変等により緊急対応が必要になった場合は使用可能とし、その場合も通常のプログラム立上げと同様に、両共同代表理事、民連室長、事務局長、事業部担当部長の判断によるものとする。

2. 緊急準備金を財源とするプログラムの案件審査について

- (イ) プログラムが立ち上がり次第、人命にかかわる案件もそれ以外の案件も、いずれも申請を受け付ける。
- (ロ) 但し、人命にかかわる案件のニーズがある限りは、審査にあたっては同案件を「初動・即応案件」（※1の通り、申請期間、金額等の条件を満たすことが必要）として優先する。
- (ハ) 「初動・即応案件」の申請期間である1ヶ月乃至3ヶ月は、プログラムが立ち上がった日から起算する。

※1「初動・即応案件」（2024年3月開催の常任委員会及び理事会承認事項）

- ・ 災害・紛争発生直後の、被災者、難民・避難民の人命に関わる案件（具体例）①救助医療、②食料配布、③物資配布、④給水等
- ・ 災害の場合は、概ね1ヶ月以内、紛争の場合は概ね3ヶ月以内に案件申請
- ・ 1案件あたり5,000万円を上限とする。
- ・ 案件実施は承認から原則1ヶ月以内で完了する。（事情により1ヶ月の延長は可）
- ・ 遅くとも1週間以内の決定を目指す。（専門家の意見聴取は行わない。通常はメール審議を想定）

3. 緊急初動調査について（ガイドライン改定予定）

- (イ) 助成を受ける初動調査は原則4団体までとする。
- (ロ) 事象発生から1週間以内に現地に到着することが条件
- (ハ) 助成額の上限は派遣人員数によって異なる。

【助成額、派遣人数の上限】

<海外>

項目	パターン①	パターン②
国際スタッフ上限	3人まで	4人以上
助成上限	700万円	1,000万円

<国内>

項目	パターン①	パターン②
派遣スタッフ上限	3人まで	4人以上
助成上限	400万円	600万円

- ・ 上限の範囲内で、物資等の配布も可能

5. 次回以降の常任委員会開催日時と会場について

2024年度第2回常任委員会：2024年5月17日（金）麴町GN安田ビル4F会議室